

○福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

〔 令和5年4月1日
規則第4号 〕

（趣旨）

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会の会議）

第2条 条例第1条の福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、広域連合長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査会の庶務）

第3条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（審査会の運営に関する事項の委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。